

加東市第4期障害福祉計画 (素案)

加東市

加東市第4期障害福祉計画パブリックコメント資料

2014年12月15日

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	1
（1）計画の性格	1
（2）計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 障害のある人の状況	4
1 身体障害者（児）の状況	4
（1）年齢別身体障害者手帳所持者数	4
（2）身体障害者手帳所持者の等級別構成比	4
（3）身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比	5
（4）身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布	6
2 知的障害者（児）の状況	7
（1）年齢別療育手帳所持者数	7
（2）療育手帳所持者の障害程度別構成比	8
3 精神障害者の状況	9
（1）精神障害者保健福祉手帳所持者数	9
（2）精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比	10
第3章 第3期計画期間におけるサービスの利用状況	11
1 障害支援（程度）区分の認定及びサービス支給決定の状況	11
（1）障害支援（程度）区分の認定状況	11
（2）サービス支給決定及び受給の状況	11
2 障害福祉サービス	14
（1）訪問系サービス	14
（2）日中活動系サービス	15
（3）居住系サービス	17
（4）相談支援	18
3 地域生活支援事業	19
（1）必須事業	19
（2）任意事業	20

第4章 地域生活または一般就労への移行の数値目標	21
1 施設入所利用者の地域生活への移行	21
（1）第3期計画の成果目標の達成状況	21
（2）第4期計画の成果目標の設定	21
2 福祉施設から一般就労への移行	22
（1）第3期計画の成果目標の達成状況	22
①一般就労への移行	22
②就労移行支援利用者数の増加	22
③移行率の高い就労移行支援事業所の増加	22
（2）第4期計画の成果目標の設定	23
①一般就労への移行	23
②就労移行支援利用者数の増加	23
③加東市における障害者の率先雇用	23
④加東市から福祉施設等への優先発注	23
⑤移行率の高い就労移行支援事業所の増加	23
3 地域生活支援拠点等の整備【新規】	24
第5章 障害福祉サービスの見込み	25
1 訪問系サービス	25
（1）訪問系サービスの見込み	25
①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	25
（2）訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策	26
2 日中活動系サービス	27
（1）日中活動系サービスの見込み	27
①生活介護	27
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	27
③就労移行支援	28
④就労継続支援（A型・B型）	28
⑤療養介護	30
⑥短期入所	30
（2）日中系サービスにおける見込み量の確保の方策	31
3 障害児支援サービス	31
（1）障害児支援サービスの見込み	31
（2）障害児支援サービスにおける見込み量の確保の方策	32

4	居住系サービス	33
(1)	居住系サービスの見込み	33
①	共同生活援助	33
②	施設入所支援	34
(2)	居住系サービスにおける見込み量の確保の方策	34
5	相談支援	35
(1)	相談支援の見込み	35
①	相談支援	35
(2)	相談支援における見込み量の確保の方策	36
第6章 地域生活支援事業の見込み		37
1	必須事業	37
(1)	理解促進研修・啓発事業	37
(2)	自発的活動支援事業	37
(3)	相談支援事業〔障害者(児)相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)〕	38
(4)	成年後見制度	39
①	成年後見制度利用支援事業	39
②	成年後見制度法人後見支援事業	39
(5)	意思疎通支援事業	40
(6)	日常生活用具給付等事業	41
(7)	手話奉仕員養成研修事業	41
(8)	移動支援事業	42
(9)	地域活動支援センター機能強化事業	42
2	任意事業	44
(1)	日常生活支援	44
①	福祉ホーム事業	44
②	訪問入浴サービス事業	44
③	日中一時支援事業	44
④	生活訓練等	45
(2)	社会参加促進事業	46
①	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	46
②	自動車運転免許取得・改造費助成	46
③	奉仕員養成研修	47

(3) 就業・就労支援	47
① 更生訓練費給付事業	47
第7章 計画の推進に向けて	48
1 計画の推進体制と評価・管理	48
2 連携・協力の推進	48
3 地域での支援体制の充実	48
4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保	49
(1) サービス利用援助の充実	49
(2) サービスの質の確保	49
(3) 利用者負担の軽減策	49
(4) 障害者の尊厳の保持と権利擁護の推進	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法」が施行されました。その目的を達成するにあたって、市町村は、国の基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられました。

本市では、平成18年度から20年度までを第1期、平成21年度から23年度までを第2期、平成24年度から26年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービスの提供体制の充実等について計画的に実施してきました。

その後、国においては、地域社会での共生の実現に向け、障害者（児）の日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進するため、障害者自立支援法を改正し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を施行しました。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について規定し、障害者（児）の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策に取り組むことを法律の基本理念として新たに掲げています。

「第4期加東市障害福祉計画」（以下、「第4期計画」という。）は、障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨、これに基づき国が定める基本指針に則して、平成29年度における成果目標並びに障害福祉サービス見込量（活動指標）を新たに定め、障害者の地域移行と地域での安心な生活を保障するための障害福祉サービス等を計画的に充実するために策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

（1）計画の性格

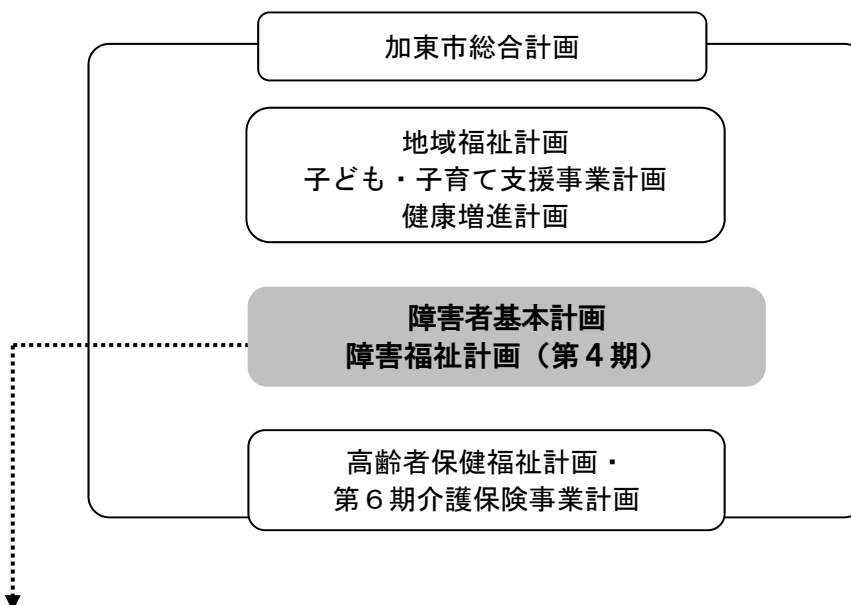
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた義務計画で、策定にあたっては、国の定める基本指針に即し、本市の実情を反映した計画として策定しています。

（２）計画の位置づけ

本計画は、下図に示すとおり、加東市総合計画の分野別計画のひとつである「加東市障害者基本計画」（以下、「基本計画」という。）を上位計画とし、基本計画の理念「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を実現するための具体的な実施計画として位置づけられます。

また、「加東市地域福祉計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

【計画等の位置づけ】



【「加東市障害者基本計画」と「加東市障害福祉計画」との関係】

加東市障害者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- ・多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

加東市障害福祉計画

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- ・各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

国の法制度の改正等が生じた場合は、その改正内容に合わせて、必要に応じ見直しを行うものとしします。

また、本計画は、平成29年度中に、成果目標並びに活動指標の達成状況・進行状況について評価を行い、国が新たに示す基本指針に則って内容の見直しを行った上で、平成30年度から3年間の計画である第5期障害福祉計画を策定します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加 東 市 障 害 者 基 本 計 画					
加東市障害福祉計画（第3期）			加東市障害福祉計画（第4期）		

【参考】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加東市障害者基本計画						加東市障害者基本計画					
加東市障害福祉計画 (第1期)		加東市障害福祉計画 (第2期)		加東市障害福祉計画 (第3期)		加東市障害福祉計画 (第4期)					

第2章 障害のある人の状況

1 身体障害者（児）の状況

（1）年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、全体的には増加傾向にありましたが、平成25年度は前年度に比べ25人減少しています。

年齢別では、18歳未満と65歳以上の年代は増加、18～64歳は平成23年度を境に減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	39人	38人	38人	40人	42人
18～64歳	435人	433人	440人	425人	392人
65歳以上	1,000人	1,029人	1,044人	1,090人	1,096人
合 計	1,474人	1,500人	1,522人	1,555人	1,530人

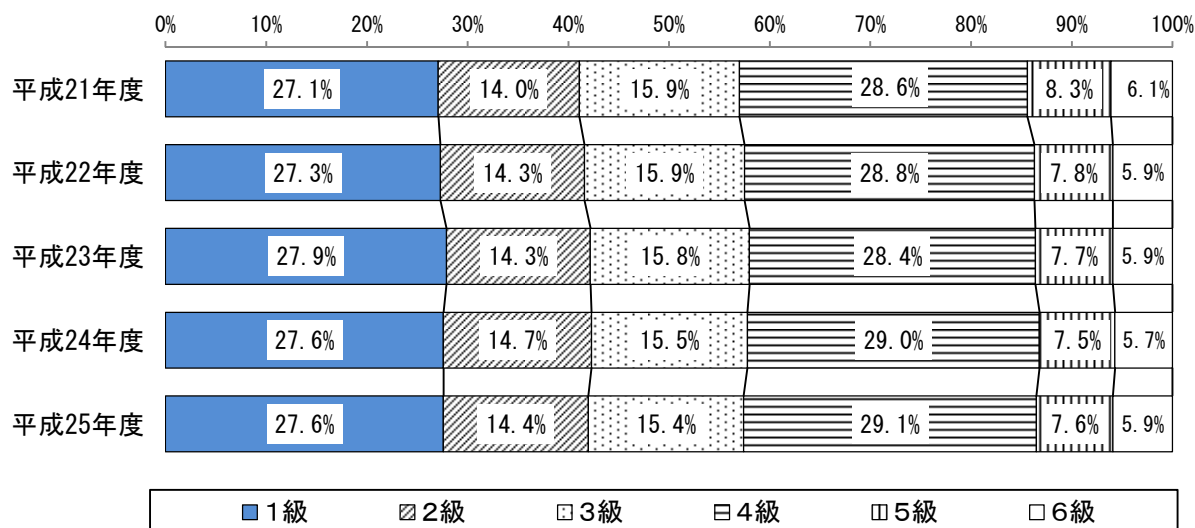
（各年度3月31日現在）

（2）身体障害者手帳所持者の等級別構成比

身体障害者手帳所持者の等級別構成比については、1級及び4級の割合が3割弱を占めており、各等級の構成比は、近年、大きな変化はみられません。

平成26年4月から、ペースメーカー及び人工関節を入れた場合の級認定基準が変更されていることから、今後、構成比が変わることも考えられます。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】



【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】

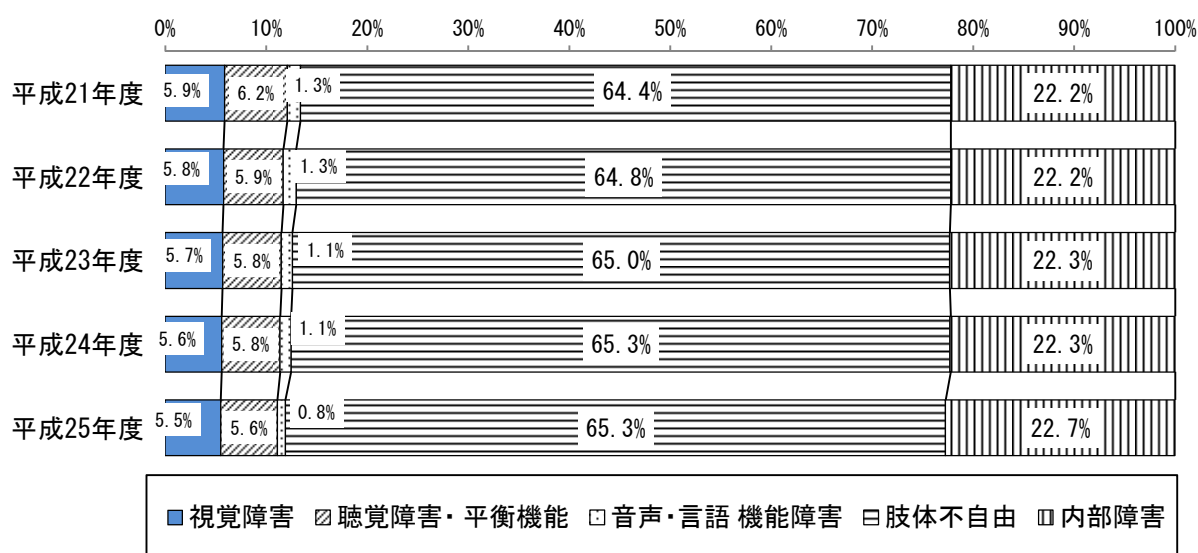
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	27.1% (399人)	27.3% (409人)	27.9% (425人)	27.6% (429人)	27.6% (423人)
2級	14.0% (207人)	14.3% (214人)	14.3% (217人)	14.7% (228人)	14.4% (221人)
3級	15.9% (235人)	15.9% (238人)	15.8% (240人)	15.5% (241人)	15.4% (235人)
4級	28.6% (421人)	28.8% (432人)	28.4% (433人)	29.0% (451人)	29.1% (445人)
5級	8.3% (122人)	7.8% (118人)	7.7% (117人)	7.5% (117人)	7.6% (116人)
6級	6.1% (90人)	5.9% (89人)	5.9% (90人)	5.7% (89人)	5.9% (90人)
合 計	1,474人	1,500人	1,522人	1,555人	1,530人

(各年度3月31日現在)

(3) 身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比

身体障害者手帳所持者の障害種別構成比については、肢体不自由が各年度6割以上を占め最も高く、これに次いで内部障害の割合が高くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比の推移】



【身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比の推移】

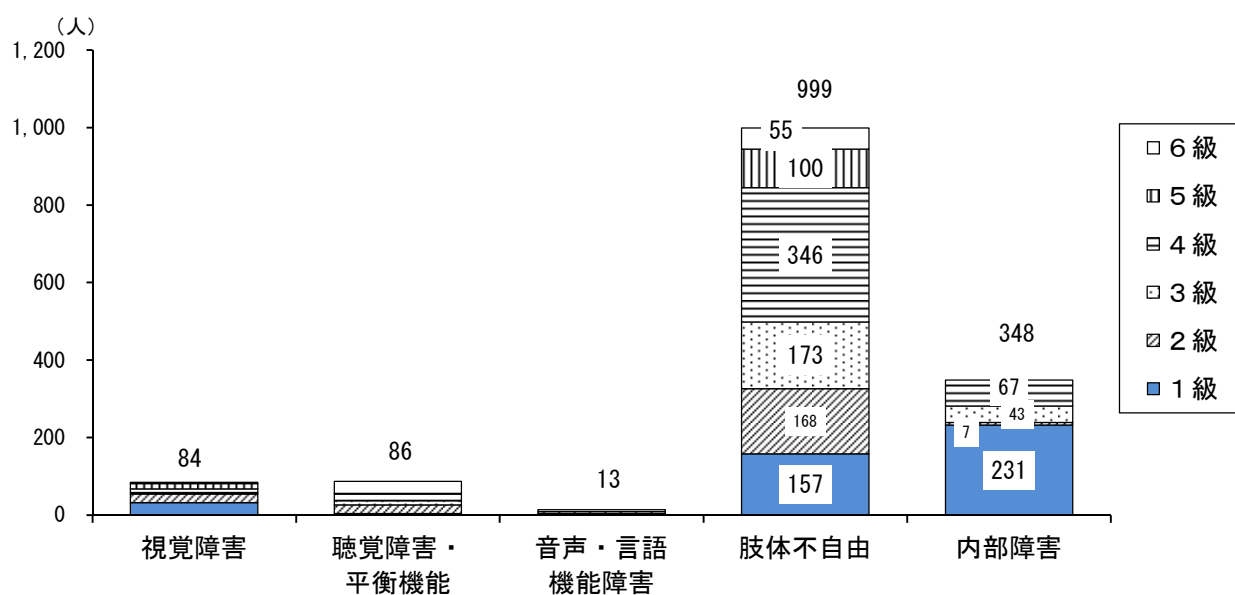
	全 体	視覚障害	聴覚障害・ 平衡機能	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
平成 21 年度	1,474 人	5.9% (87 人)	6.2% (91 人)	1.3% (19 人)	64.4% (950 人)	22.2% (327 人)
平成 22 年度	1,500 人	5.8% (87 人)	5.9% (88 人)	1.3% (19 人)	64.8% (972 人)	22.2% (334 人)
平成 23 年度	1,522 人	5.7% (87 人)	5.8% (88 人)	1.1% (17 人)	65.0% (990 人)	22.3% (340 人)
平成 24 年度	1,555 人	5.6% (87 人)	5.8% (90 人)	1.1% (17 人)	65.3% (1,015 人)	22.3% (346 人)
平成 25 年度	1,530 人	5.5% (84 人)	5.6% (86 人)	0.8% (13 人)	65.3% (999 人)	22.7% (348 人)

(各年度3月31日現在)

(4) 身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布

平成 26 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者の障害種別等級の分布状況をみると、全体で最も多い肢体不自由は4級が 346 人で最も多くなっています。内部障害及び視覚障害は1級がいずれも最も多く、それぞれ 231 人、31 人となっています。

【身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布】



【身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布】

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障害	31 人	22 人	3 人	10 人	14 人	4 人	84 人
聴覚障害・平衡機能	3 人	22 人	11 人	17 人	2 人	31 人	86 人
音声・言語機能障害	1 人	2 人	5 人	5 人	0 人	0 人	13 人
肢体不自由	157 人	168 人	173 人	346 人	100 人	55 人	999 人
内部障害	231 人	7 人	43 人	67 人	0 人	0 人	348 人
合 計	423 人	221 人	235 人	445 人	116 人	90 人	1,530 人

(平成26年3月31日現在)

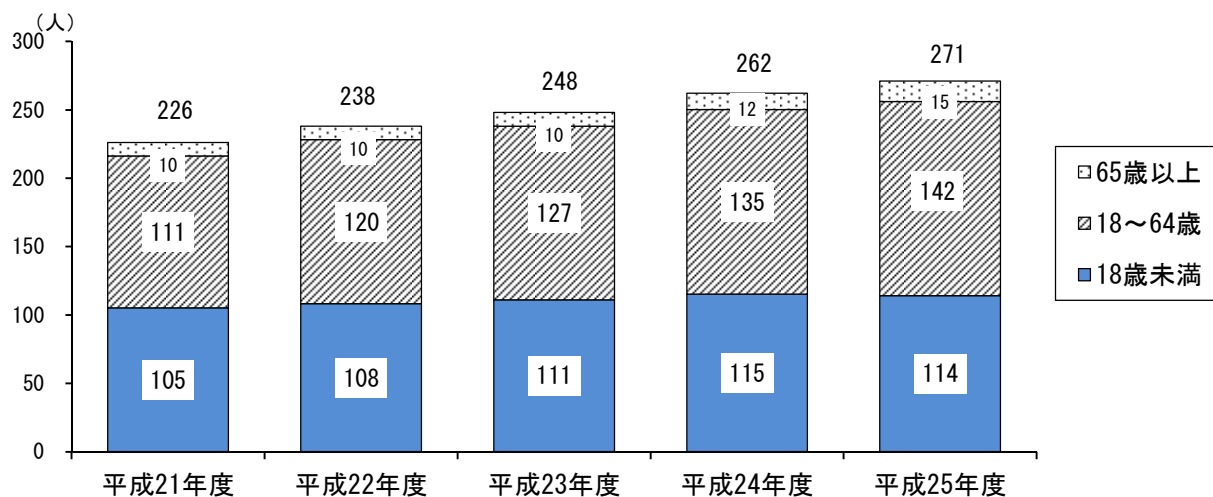
2 知的障害者（児）の状況

(1) 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、全体的に増加傾向にあり、平成21年度の226人に比べ、平成25年度は271人と、1.2倍増となっています。

年齢別では、65歳未満が多く、18歳未満及び18～64歳とも増加傾向になります。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

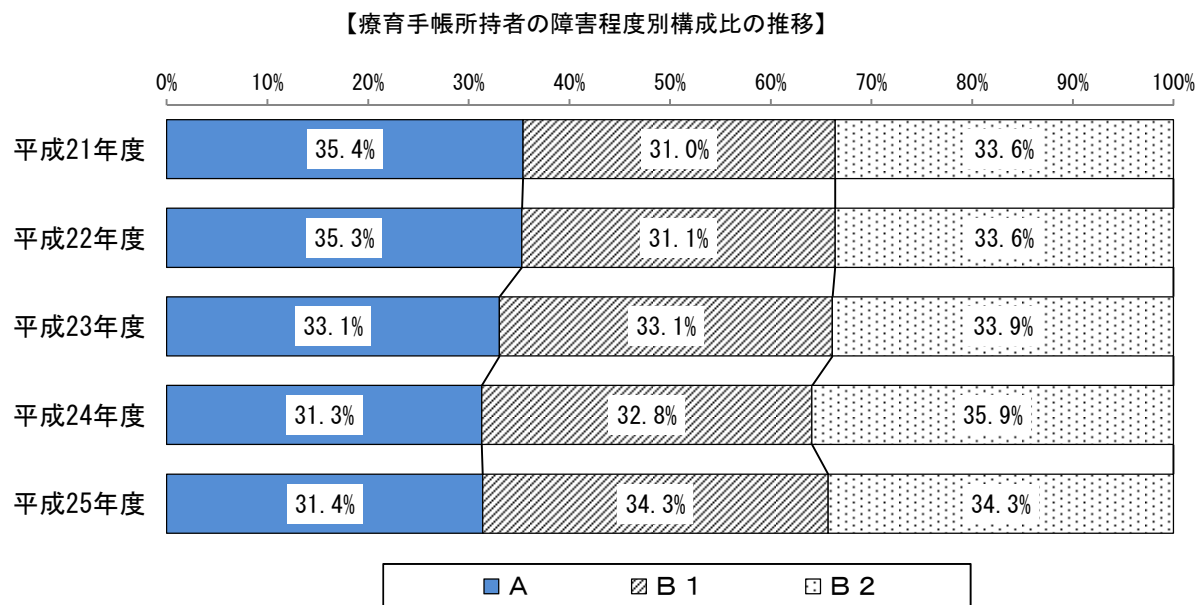


	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	105 人	108 人	111 人	115 人	114 人
18～64歳	111 人	120 人	127 人	135 人	142 人
65歳以上	10 人	10 人	10 人	12 人	15 人
合 計	226 人	238 人	248 人	262 人	271 人

(各年度3月31日現在)

(2) 療育手帳所持者の障害程度別構成比

療育手帳所持者の障害程度別構成比をみると、A判定の割合は低下傾向、B1及びB2はやや上昇傾向にあります。



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
A	35.4% (80 人)	35.3% (84 人)	33.1% (82 人)	31.3% (82 人)	31.4% (85 人)
B 1	31.0% (70 人)	31.1% (74 人)	33.1% (82 人)	32.8% (86 人)	34.3% (93 人)
B 2	33.6% (76 人)	33.6% (80 人)	33.9% (84 人)	35.9% (94 人)	34.3% (93 人)
合計	226 人	238 人	248 人	262 人	271 人

(各年度 3 月 31 日現在)

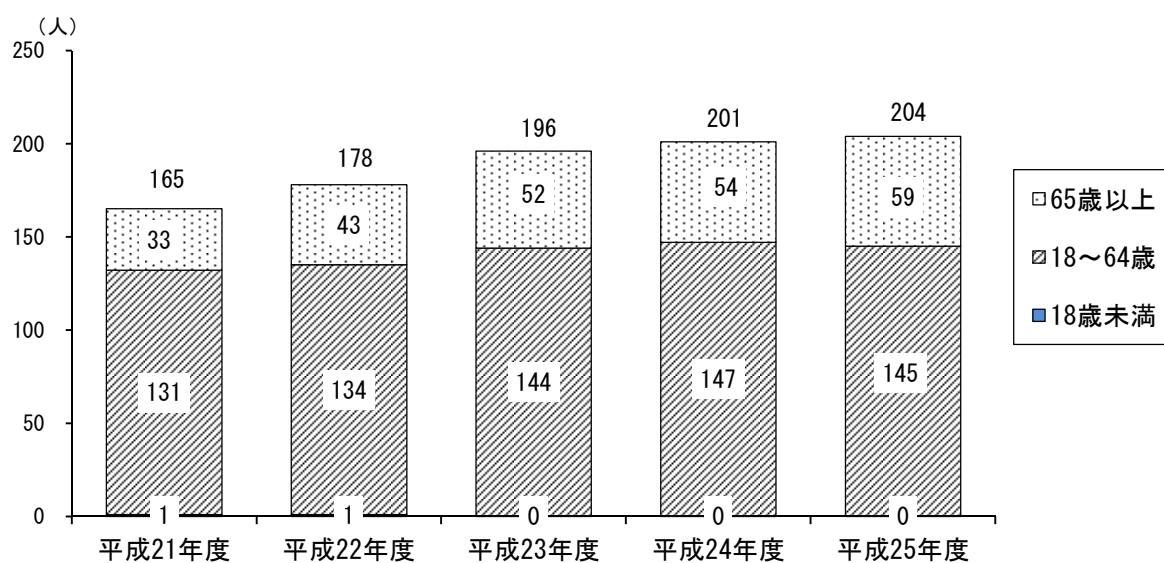
3 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体的に増加傾向にあり、平成21年度の165人に比べ、平成25年度は204人と、1.24倍増となっています。

年齢別では、18～64歳の年代が多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



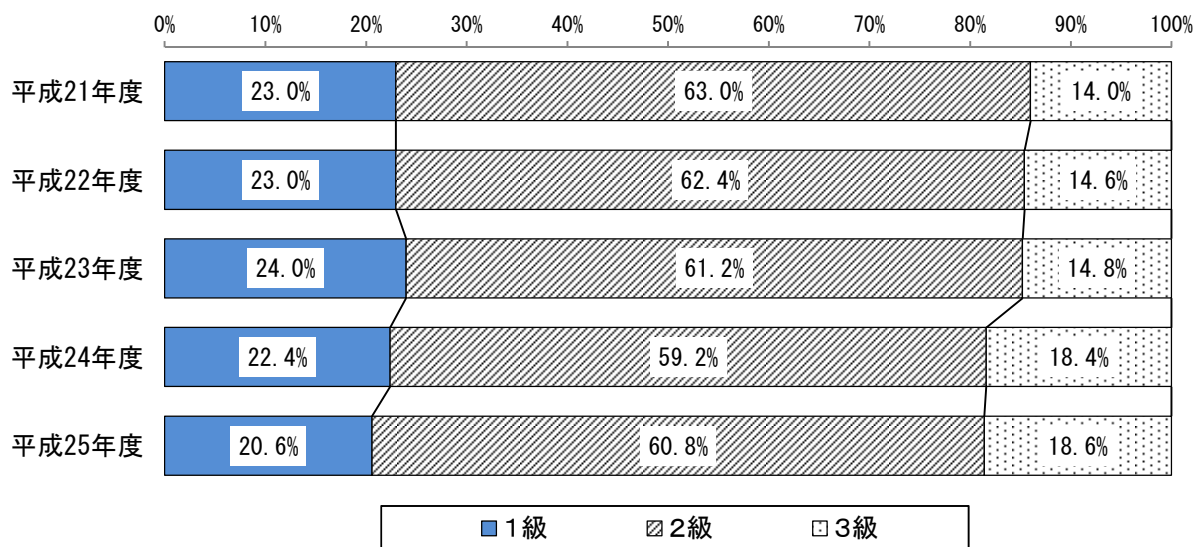
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18 歳未満	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
18～64 歳	131 人	134 人	144 人	147 人	145 人
65 歳以上	33 人	43 人	52 人	54 人	59 人
合 計	165 人	178 人	196 人	201 人	204 人

(各年度3月31日現在)

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比をみると、2級は、平成24年度までは低下傾向にありましたが、各年度とも全体の6割を占めています。これに対し、1級の割合は低下傾向、3級は上昇傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者級別構成者の等級別構成比の推移】



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	23.0% (38 人)	23.0% (41 人)	24.0% (47 人)	22.4% (45 人)	20.6% (42 人)
2 級	63.0% (104 人)	62.4% (111 人)	61.2% (120 人)	59.2% (119 人)	60.8% (124 人)
3 級	14.0% (23 人)	14.6% (26 人)	14.8% (29 人)	18.4% (37 人)	18.6% (38 人)
合計	165 人	178 人	196 人	201 人	204 人

(各年度3月31日現在)

第3章 第3期計画期間におけるサービスの利用状況

1 障害支援（程度）区分の認定及びサービス支給決定の状況

（1）障害支援（程度）区分の認定状況

障害程度区分とは、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料として、障害福祉サービスの支給決定手続きの透明性・公平性を確保するため、障害者自立支援法により、障害のある人の心身の状態を総合的に区分するために設けられました。障害者総合支援法の施行に伴い、従来の「障害程度区分」は、「障害の程度（重さ）」を示す区分であり、わかりにくいという理由から、平成26年4月から「障害支援区分」に改められました。

障害支援区分は、障害の多様な特性や心身の状態などに応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものと定義されています。

平成26年4月現在の障害支援（程度）区分の認定者は、区分3が31人で最も多く、次いで区分4の20人、区分5の18人となっており、いずれも知的障害者が多くなっています。

【障害支援（程度）区分の認定状況（平成26年4月現在）】

（単位：人）

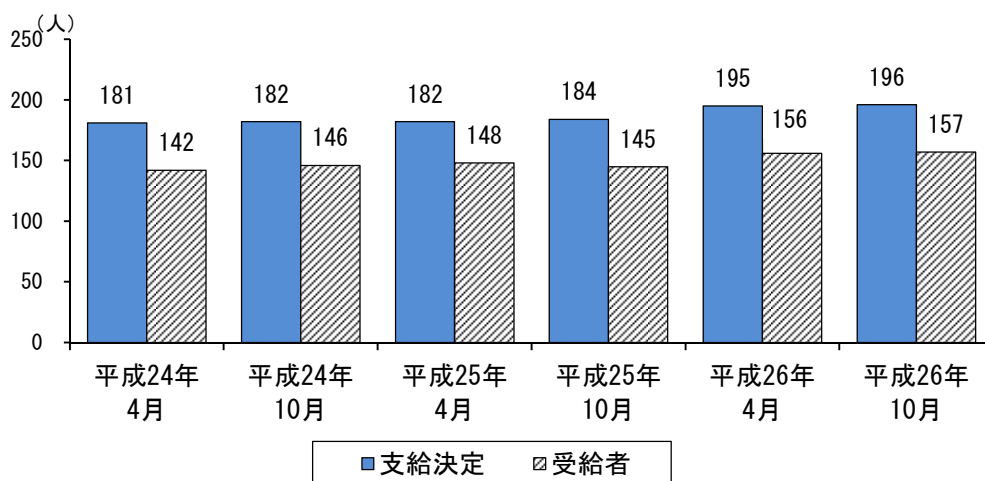
	全 体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全 体	103	4	12	31	20	18	18
身体障害者	26	1	3	1	3	7	11
知的障害者	43	0	3	8	15	10	7
精神障害者	12	1	5	3	2	1	0
障害児	0	0	0	0	0	0	0

（2）サービス支給決定及び受給の状況

サービス支給決定者数は、年々増加傾向にあり、それに伴って受給者数も増えています。

特に精神障害者の支給決定者数が増加傾向にあります。障害児については毎年20人程度の支給決定がありますが、緊急時のみ短期入所を利用されるケースが多く、受給者数は2人程度と低迷しています。

【支給決定者数の推移】



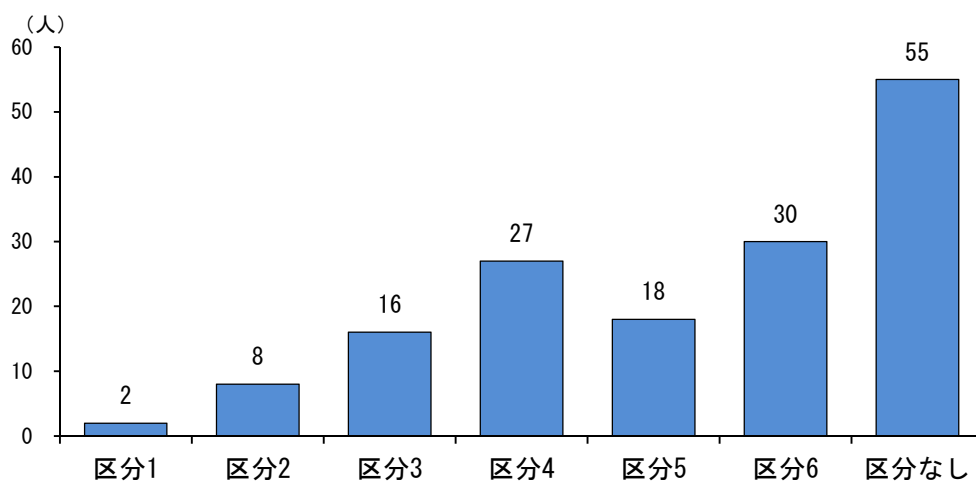
(単位：人)

		平成 24 年 4 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 10 月
全 体	支給決定	181	182	182	184	195	196
	受給者	142	146	148	145	156	157
身体障害者	支給決定	62	67	72	73	74	73
	受給者	55	62	67	64	62	61
知的障害者	支給決定	72	69	63	60	66	72
	受給者	65	61	56	55	65	68
精神障害者	支給決定	27	26	25	28	33	34
	受給者	20	20	21	24	27	25
障害児	支給決定	20	20	22	23	22	16
	受給者	2	3	4	2	2	3

サービス受給者の障害支援（程度）区分をみると、全体では区分6が30人と最も多く、次いで区分4の27人となっています。

障害種別では、身体障害者及び知的障害者が40人台となっていますが、精神障害者は9人と少なくなっています。

【受給者の障害支援（程度）区分（平成26年4月現在）】



【受給者の障害支援（程度）区分（平成26年4月現在）】

（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全 体	区分なし	合 計
全 体	2	8	16	27	18	30	101	55	156
身体障害者	1	2	6	8	9	23	49	13	62
知的障害者	0	1	8	18	9	7	43	22	65
精神障害者	1	5	2	1	0	0	9	18	27
障害児	0	0	0	0	0	0	0	2	2

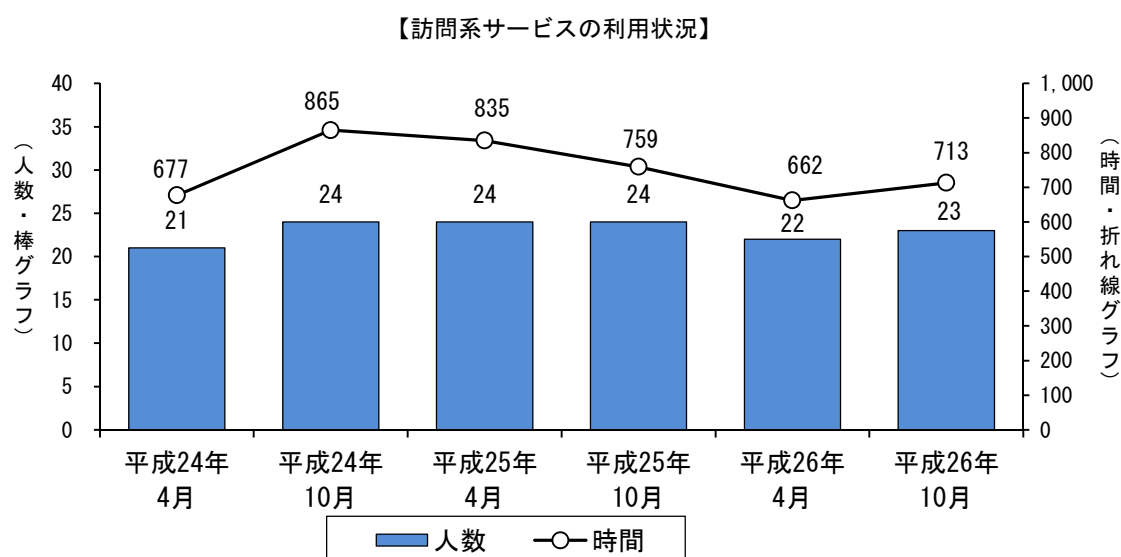
※「区分なし」は、障害児、同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労系サービス、グループホーム）利用者です。

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

平成26年10月における訪問系サービス利用者は23人で、そのうち居宅介護が17人、重度訪問介護が1人、同行援護が5人となっています。利用時間数は年々増加傾向にありましたが、平成26年度に重度訪問介護利用者が減少したことから、平成26年10月実績で402時間となっていますが、市内には訪問系サービス事業所が1か所しかないためサービス提供体制は十分とはいえない状況です。

第3期計画において、訪問系サービスは、利用者数・時間とも、全体的に伸びていません。サービス種類別でみると、同行援護の利用者数は年々増加傾向にあります。これ以外のサービスについては利用者数に大きな変化はない状況です。



(単位：人/月、時間/月)

		平成 24 年 4 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 10 月
全 体	人数	21	24	24	24	22	23
	時間	677	865	835	759	662	713
居宅介護	人数	17	18	18	17	16	17
	時間	189	233	233	253	229	257
重度訪問介護	人数	2	2	2	2	1	1
	時間	440	571	577	490	402	402
行動援護	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人数	2	4	4	5	5	5
	時間	48	61	25	16	31	54

（２）日中活動系サービス

平成26年10月における日中活動系サービス利用者は155人で、利用日数は2,844日となっています。そのうち、生活介護（67人、1,428人日）と就労継続支援B型（49人、844人日）が主なサービスとなっており、この2つのサービスで全体の約9割を占めています。

生活介護については、平成26年4月に市内に2か所目の事業所が開設されたことにより、通所による生活介護の利用について提供体制が整いつつある状況です。

自立訓練については、生活訓練の事業所が圏域内に3か所設置されていますが、平成25年度から利用実績はありません。機能訓練の事業所は圏域内に1か所設置されており、圏域内外の事業所で、平成24年度及び平成26年度には1人、平成25年度には3人の利用があります。

就労移行支援については、圏域内に3事業所が設置されていますが、圏域外に公共交通機関を利用して通所している利用者もあり、利用実績は増加しています。

就労継続支援A型については、圏域内に8事業所（うち6事業所隣接市）設置され、就労継続支援B型は、圏域内に23事業所、うち市内に3事業所（第3期計画期間中に2事業所が新設）、隣接市に20事業所が設置されており、利用ニーズに応じたサービス提供が行われています。

療養介護については、圏域内の医療機関で3人、圏域外の医療機関で1人の利用があります。

児童発達支援については、圏域内に1事業所が設置されており、圏域内外の事業所で平成24年度に9人、平成25年度に10人、平成26年度に14人の利用があり、利用者は年々増加しています。

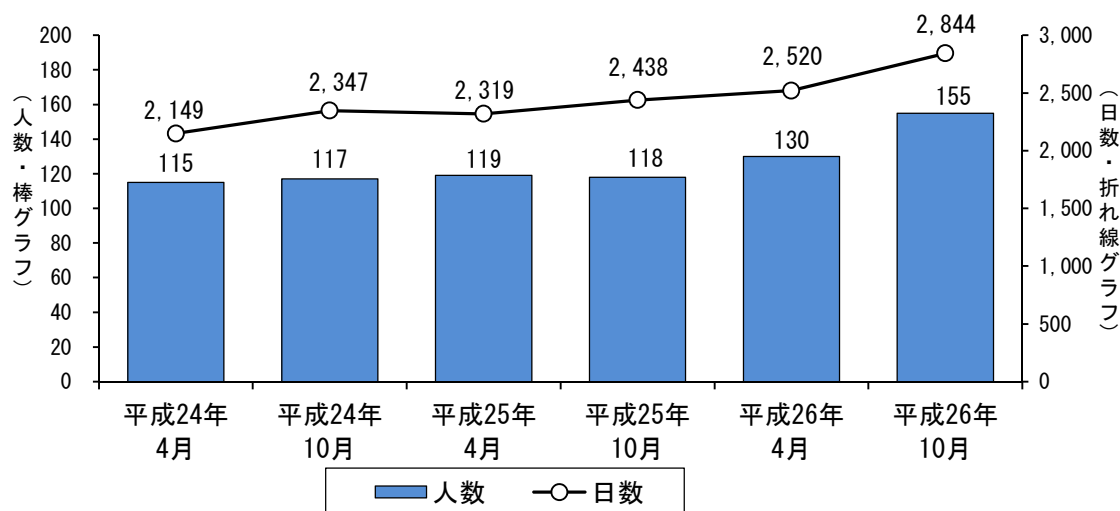
医療型児童発達支援については、市内に1か所事業所が設置されており、平成25年度に10人、平成26年度に5人の利用があります。

放課後等デイサービスについては、利用ニーズはあるものの、市内に事業所がないことから、利用者数の増加につながっていません。

短期入所は、市内に事業所がないため利用実績は横ばいの状況です。

日中活動系サービスの利用者数は、就労支援系事業所の新規開設により、平成26年4月時点では増加しています。サービス種類別でみると、就労移行支援と就労継続支援B型の利用者数・日数とも増加しています。これに対し就労継続支援A型は就労継続B型事業所へ移行したケースがあったため利用者数は減少しています。これらを除くサービスについては、利用者数・日数とも大きな変化はみられません。

【日中活動系サービスの利用状況】



(単位：人/月、人日/月)

		平成 24 年 4 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 10 月
全 体	人数	115	117	119	118	130	155
	日数	2,149	2,347	2,319	2,438	2,520	2,844
生活介護	人数	67	67	68	66	68	67
	日数	1,306	1,417	1,400	1,428	1,401	1,428
自立訓練 (機能訓練)	人数	1	1	3	1	1	1
	日数	21	20	31	22	21	22
自立訓練 (生活訓練)	人数	2	2	0	0	0	0
	日数	31	38	0	0	0	0
就労移行支援	人数	3	2	2	3	6	6
	日数	59	25	41	67	92	119
就労継続支援 A 型	人数	12	13	14	13	10	8
	日数	194	239	291	291	211	180
就労継続支援 B 型	人数	30	32	32	35	46	49
	日数	538	608	556	630	795	844
療養介護	人数	4	4	4	4	4	4
	日数	120	124	120	124	120	124
児童発達支援	人数	0	9	9	10	14	9
	日数	0	34	30	39	43	36
放課後等デイ サービス	人数	0	0	2	0	1	0
	日数	0	0	2	0	1	0
保育所等 訪問支援	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
医療型児童 発達支援	人数	4	7	6	10	2	5
	日数	16	42	20	55	15	36
短期入所	人数	6	8	9	8	7	6
	日数	32	65	39	62	58	55

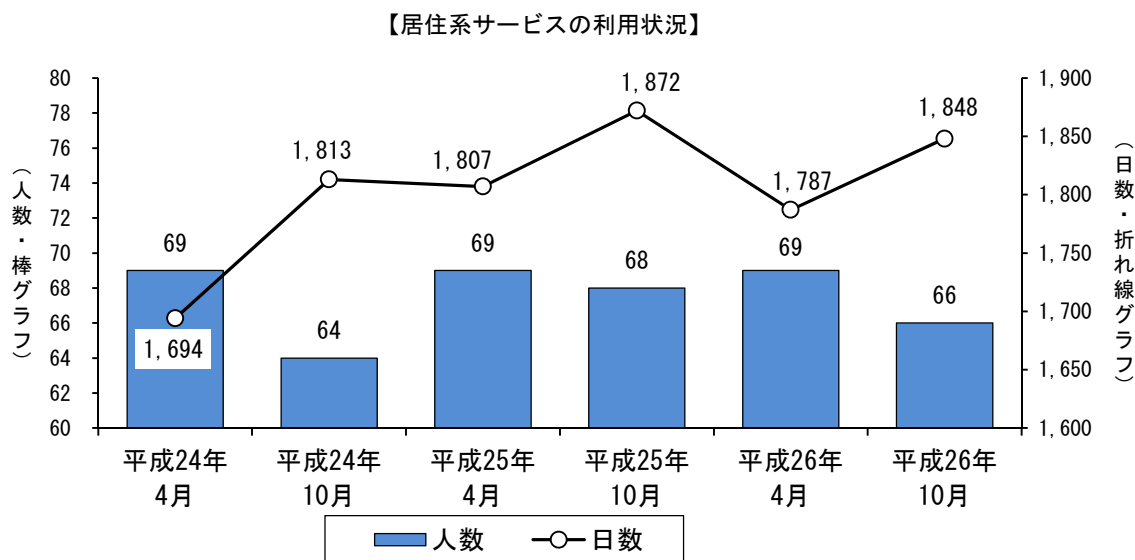
(3) 居住系サービス

施設入所支援はほぼ横ばいで推移しています。グループホーム・ケアホーム（平成26年4月から統合）についても、新規事業所の整備がないため、利用者数は大きな変化はなく、地域移行は進んでいない状況です。

平成26年10月における居住系サービス利用者は66人で、利用日数は1,848人日となっています。

市内に入所施設がなく、圏域内では、主に身体障害者を対象とした入所施設が2事業所、主に知的障害者を対象とした施設が4事業所設置されており、圏域内外の事業所で年間50人以上の利用があります。

グループホームについては、現在、市内に精神科病院併設のグループホームが1事業所と、主に知的障害者を対象としたグループホームが1事業所設置されており、圏域外の事業所を含め16人の利用があります。



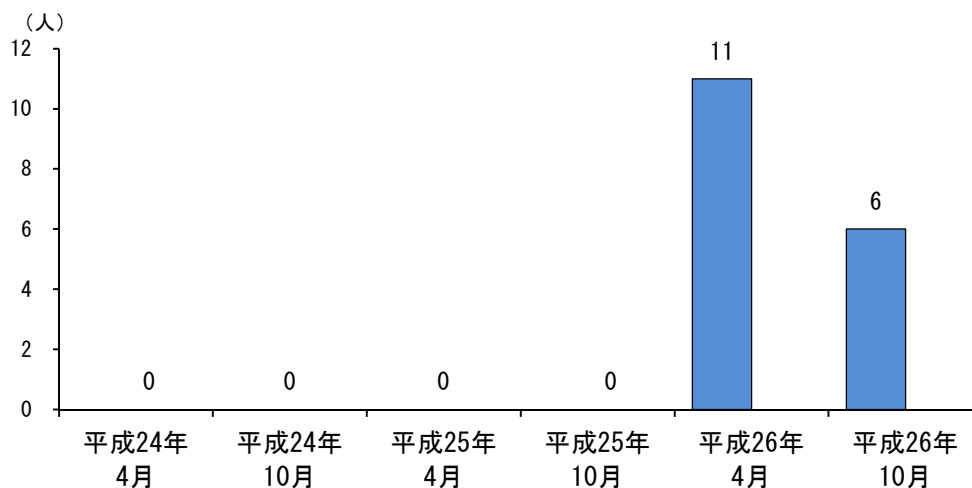
(単位：人/月、人日/月)

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
全 体	人数	69	64	69	68	69	66
	日数	1,694	1,813	1,807	1,872	1,787	1,848
施設入所支援	人数	53	52	54	53	53	50
	日数	1,466	1,578	1,574	1,623	1,528	1,526
グループホーム	人数	3	3	2	3	16	16
	日数	44	50	46	78	259	322
ケアホーム	人数	13	9	13	12	—	—
	日数	184	185	187	171	—	—

(4) 相談支援

サービス等利用計画作成については、平成26年4月及び10月に利用がありますが、それ以外の月の各相談支援サービスの利用者はゼロとなっています。

【計画相談支援サービスの利用状況】



(単位：人/月)

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
(サービス等利用計画作成) 計画相談支援(者)	人数	0	0	0	0	11	6
計画相談支援(児)	人数	0	0	0	0	0	5
地域移行支援	人数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人数	0	0	0	0	0	0

<参考一年度別利用者数>

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(サービス等利用計画作成) 計画相談支援(者)	人数	0	23	53
計画相談支援(児)	人数	0	0	0
地域移行支援	人数	0	0	1
地域定着支援	人数	0	0	0

※平成24、25年度は年度中の実利用者数、平成26年度は10月までの実利用者数です。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

総合支援法の施行により新規に設けられた事業である「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業（精神障害者ボランティア活動支援事業）」は、平成26年度中に実施の予定です。

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は大きな変化はありませんが、利用延べ件数は増えています。また、平成26年4月から意思疎通支援事業における手話通訳者を設置しています。日常生活用具給付等事業は、「排せつ管理支援用具」などの増加により全体的に給付件数も増えています。移動支援事業は、利用者数には変化ありませんが、延べ利用時間は伸びています。

地域活動支援センターは、市内の1事業所が生活介護事業所へ移行したため、5か所から4か所に減少しました。

【地域生活支援事業(必須事業)の実施状況（年間）】

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業【新規】	実施の有無	—	無	有
自発的活動支援事業【新規】	実施の有無	—	有	有
精神障害者ボランティア活動支援事業※	実施か所	1	1	1
相談支援事業	—	—	—	—
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業【新規】	実施の有無	—	無	無
意思疎通支援事業	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣事業【変更】	利用者数	3	3	4
	延べ件数	63	106	130
手話通訳者設置事業【変更】	設置者数	0	0	1
日常生活用具給付等事業	延べ件数	557	637	713
介護訓練支援用具	延べ件数	1	3	9
自立生活支援用具	延べ件数	4	3	1
在宅療養等支援用具	延べ件数	0	6	3
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	7	4	5
排せつ管理支援用具	延べ件数	554	618	694
住宅改修費	延べ件数	0	3	1
手話奉仕員養成研修事業【新規】	講座開催件数	—	2	2
	終了見込み者数	—	10	15
移動支援事業	利用者数	20	16	20

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
	延べ時間	899.5	953.5	1,000
地域活動支援センター	—	—	—	—
市 内	実施か所	5	5	4
		47	45	42
	I 型	0	0	0
	II 型	0	0	0
	III 型	5	5	4
	市 外	1	2	2
		2	8	9
	I 型	0	0	0
	II 型	0	1	1
	III 型	1	1	1

※精神障害者ボランティア活動支援事業は、平成24年度までは任意事業。

(2) 任意事業

訪問入浴サービス事業の利用者数は、平成26年度に1人減少していますが、延べ利用回数は増えています。その他の事業も利用者はほぼ固定化している状況であり、利用状況は、ほとんど変化ありません。

【地域生活支援事業(任意事業)の実施状況(年間)】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
日常生活支援	—	—	—	—
福祉ホーム事業	実施か所	1	1	1
	実人数	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	2
	延べ回数	109	130	144
日中一時支援事業	—	—	—	—
日中預かり	実人数	5	4	5
	延べ回数	119	106	110
障害児タイムケア事業	実施か所	1	1	1
	実人数	13	16	15
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	0	1
社会参加促進事業	—	—	—	—
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	2	2	2
	参加人数	187	153	180
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	1	0	4
奉仕員養成研修	件数	3	1	1
就業・就労支援	—	—	—	—
更生訓練費給付事業	給付者数	0	0	0

第4章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

1 施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第3期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

(1) 第3期計画の成果目標の達成状況

項 目	第3期 目標値	実績 (達成率)	考 え 方
第1期計画策定時入所者数 (A)	48 人	53 人	第3期目標値：平成17年10月1日の入所者43人＋特殊要因として5名
目標年度入所者数 (B)	55 人	53 人 (96.4%)	実績値：平成26年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数 (C)	10 人	10 人 (100.0%)	第1期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	20.8%	18.8%	移行割合 (C/A)
【目標値】削減見込み (率)	▲7 人 (▲14.6%)	0 人 (0.0%)	第1期計画策定時点から平成26年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

※第3期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障害者更生施設等を算入しています。

(2) 第4期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行：平成25年度末時点から12%以上移行
- 施設入所者数の削減：平成25年度末時点から4%以上削減

項 目	第4期 目標値	考 え 方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	54 人	平成25年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	55 人	平成29年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数 (C)	6 人	平成25年度末時点からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	11.1%	移行割合 (C/A)
【目標値】削減見込み (率)	▲1 人	平成25年度末時点から平成29年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

※国の目標値を基に、事業所の数が不足している等の状況を勘案して設定しています。

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、第3期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

(1) 第3期計画の成果目標の達成状況

①一般就労への移行

項 目	第3期 目標値	実績 (達成率)	考 え 方
第1期策定時の年間移行者数	1人	1人	平成17年度の移行実績
現在	1人	2人	
【目標値】平成26年度末時点 の年間移行者数	2人	2人 (100.0%)	実績：平成26年度末時点の移行見込み

②就労移行支援利用者数の増加

項 目	第3期 目標値	実績 (達成率)	考 え 方
平成25年度末利用者	3人	3人	
増加率	100%	—	
【目標値】 平成26年度の利用者数	4人	6人 (150.0%)	

③移行率の高い就労移行支援事業所の増加

市内に就労移行支援事業所がないため、目標値は見込んでいません。

(2) 第4期計画の成果目標の設定**【国の目標値】**

- 福祉施設から一般就労への移行：平成24年度実績の2倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成25年度末時点から6割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3割以上の事業所が5割以上

①一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成24年度末時点の年間移行者数	2人	平成24年度末時点の移行実績
【目標値】平成29年度末時点の年間移行者数	4人	平成24年度実績の2倍以上

②就労移行支援利用者数の増加

項 目	数 値	備 考
平成25年度末利用者	3人	平成24年度末時点の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成29年度末時点の利用者数	5人	平成25年度末時点から6割以上増加

※特別支援学校卒業予定児の状況等を勘案して設定しています。

③加東市における障害者の率先雇用

項 目		数 値	備 考
雇用者数 (正規＋非正規)	実績値	10人	平成25年度末時点の雇用者数
	目標値	12人	平成29年度末時点の雇用目標数

④加東市から福祉施設等への優先発注

項 目		数 値		備 考
		件数	金額 (千円)	
福祉施設等との随意契約等による市町事業委託等	実績値	0件	0千円	平成25年度末時点
	目標値	5件	600千円	平成29年度末時点

⑤移行率の高い就労移行支援事業所の増加

市内に就労移行支援事業所がないため、設定方法について兵庫県及び北播磨圏域で調整します。

3 地域生活支援拠点等の整備【新規】

- 地域生活支援拠点の具体的なイメージは、グループホームや利用定員30名程度の小規模な障害者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設もしくは、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」などを想定
- 圏域での整備も可能なことから北播磨圏域における他市町村との調整を含め、計画期間内での整備を検討します。

第5章 障害福祉サービスの見込み

本章での障害福祉サービスの利用量については、第3期計画期間中の後半に市内に生活介護及び就労継続支援B型の事業所が新たに開設されたことによる影響を見込みます。その他のサービスについては、サービス提供事業者の参入状況に変化なく、サービス利用状況についても大きな変動がみられないことから、第3期計画期間中における利用実績、今後の事業者の意向、第4期計画期間中に特別支援学校高等部の卒業見込み（述べ約25人）を踏まえ見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

（1）訪問系サービスの見込み

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

＜居宅介護＞

障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

＜重度訪問介護＞

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人又は重度の知的・精神障害者で行動障害がある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動の補助を行います。

＜同行援護＞

重度の視覚障害者（児）に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。（平成23年10月創設）

＜行動援護＞

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

＜重度障害者等包括支援＞

障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量】

平成25年度末に重度訪問介護利用者が転出したことにより、利用時間数が減少しています。

第4期計画では、平成26年4月より重度の知的・精神障害者で行動障害のある人が重度訪問介護の対象となっていることから、平成27年度の見込み量を増量し、ほぼ現状維持を見込んでいます。

(単位：人/月、時間/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	24	24	22	25	25	25
	利用時間	794.2	744.8	722.5	800.0	800.0	800.0

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(2) 訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

現在、市内1か所の事業所に加え、市外3事業所によりサービスが提供されています。

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため市内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、市内介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービスの見込み

①生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

平成26年度より市内の事業所が増えたことや特別支援学校卒業予定児の推移を勘案して増加を見込んでいます。

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	利用者数	68(20)	67(20)	68(19)	75	81	82
	利用日数	1,350	1,356	1,378	1,575	1,701	1,722

※()内の数値は、利用者数のうち通所者の人数を示しています。

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<機能訓練>

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<生活訓練>

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

市内に事業所がないため、現在の利用状況等に基づいて設定しています。

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
機能訓練	利用者数	2	2	1	1	1	1
	利用日数	20	21	21	21	21	21
生活訓練	利用者数	2	0	0	1	1	1
	利用日数	33	0	0	21	21	21

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

③就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

特別支援学校卒業予定児の推移等を勘案して、平成26年度から平成27年度の間のみ増加を見込んでいます。

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労移行支援	利用者数	3	3	6	6	5	5
	利用日数	40	56	96	96	80	80

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

④就労継続支援（A型・B型）

<A型>

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

< B型 >

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

第3期計画期間中に、市内2か所に就労継続B型の新規事業所が開設されたことや特別支援学校卒業予定児の推移等を勘案して増加を見込んでいます。

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労継続支援A型	利用者数	12	14	10	13	13	13
	利用日数	226	283	202	234	234	234
就労継続支援B型	利用者数	32(1)	35(1)	50(1)	54	58	61
	利用日数	545	565	842	972	1,044	1,098

※()内の数値は、利用者数のうち入所者の人数を示しています。

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

⑤療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量】

療養介護の利用希望相談があることから、平成29年度で1名増を見込んでいます。

(単位：人/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
療養介護	利用者数	4	4	4	4	4	5

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

⑥短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在の利用者の状況を基に見込んでいます。

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
短期入所	利用者数	8	9	8	8	8	8
	利用日数	47	56	58	60	60	60

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(2) 日中系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスの利用量の増加については、特別支援学校卒業生等による利用ニーズの増加が考えられます。

利用ニーズの増加に対しては、第3期計画期間中に市内に就労継続支援B型事業所と生活介護事業所が開設されたことから、現行の体制で平成29年度末までのサービス見込み量に対応できると考えます。

今後、入所施設の新規開設が見込めないことから、通所によるサービス提供を確保するため、必要に応じ圏域においてその整備を協議していくこととします。

3 障害児支援サービス

(1) 障害児支援サービスの見込み

<児童発達支援>

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

<放課後等デイサービス>

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

<保育所等訪問支援>

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

<医療型児童発達支援>

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【サービス見込み量】

児童発達支援と医療型児童発達支援は、今後の対象児の推移に基づいて見込んでいます。

放課後等デイサービスは、市内に事業所はないが、就学児の推移に基づいて増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援は、事業所が市内に開設されることにより増加を見込んでいます。

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	利用者数	9	11	16	12	13	13
	利用日数	26	35	56	42	46	46
放課後等デイサービス	利用者数	1	1	1	4	4	4
	利用日数	2	2	1	8	8	8
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	1	2	2
	利用日数	0	0	0	1	2	2
医療型児童発達支援	利用者数	7	8	5	7	7	7
	利用日数	33	35	25	34	34	34

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※保育所等訪問支援及び医療型児童発達支援については、第3期計画にサービス見込み量の設定がありません。

(2) 障害児支援サービスにおける見込み量の確保の方策

医療型児童発達支援事業所は市内に1か所ありますが、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は市内になく、利用ニーズはあるものの利用が進まない状況です。

また、圏域内においても、事業所が3か所のみ設置（児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所）と少なく、今後、市内及び圏域内において事業所の新規参入を促すことで、利用ニーズに応じたサービスを受ける事ができる提供体制の確保に努めます。

4 居住系サービス

(1) 居住系サービスの見込み

①共同生活援助

<共同生活援助（グループホーム）>

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

<共同生活介護（ケアホーム）>

生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害支援区分2以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

※平成26年4月1日の制度改正により共同生活援助に統合されました。

【サービス見込み量】

施設入所者や精神科病院長期入院患者などが地域移行支援を利用して入居する場合や、グループホームの体験利用者も含めて増加を見込んでいます。

（単位：人/月）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助（GH）	利用者数	3	3	16	25	25	25
共同生活介護（CH）	利用者数	12	13	—	—	—	—

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

②施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、53人の利用があります。グループホーム等の整備など地域での受入れ態勢が整わないことや65歳以上の入所者の介護保険サービスへの移行が進まないため、平成29年度末で55人の利用を見込みます。

(単位：人/月)

	第3期			第4期		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	53 (1)	54 (1)	53 (0)	54 (0)	55 (0)	55 (0)

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※()内は、平成24年度の児童福祉法改正により地域移行における目標数値の対象とならない18歳以上の児童施設入所者です。

(2) 居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

現行の障害者福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進していますが、加東市では介護者の高齢化などにより入所希望が増加しています。本計画においては第4期計画期間中に、施設入所者の削減目標6人の地域移行を見込んでいますが、新たな入所希望者や待機者がいることから、平成25年度末現在の入所者数実績54人から1人増の55人を目標値としています。(P21 参照)

なお、市内におけるグループホームについては増室や新規参入の予定がないため、圏域内の日中活動系サービス事業所に対して、グループホームの開設を促し、地域への移行を進めます。

5 相談支援

(1) 相談支援の見込み

①相談支援

<計画相談支援>

市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

<地域移行支援>

障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

居家で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】

計画相談支援は、平成27年度より介護給付費等の支給決定するにあたって必須となるため増加を見込んでいます。

地域移行支援・地域定着支援については、市内に事業所が無いため、あまり増加を見込んでいません。

【単位：人/月】

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
(サービス利用計画作成) 計画相談支援	利用者数	0	1	6	14	16	16
地域移行支援	利用者数	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	利用者数	0	0	0	1	1	1

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

（２）相談支援における見込み量の確保の方策

市の委託により運営している加東市障害者生活支援センターを含む市内3事業所と市外事業所において、すべての利用者に対して計画相談支援が実施できるようにするとともに、市内において事業所の新規参入を促します。

また、市内に入院施設のある精神科病院において、地域移行支援・地域定着支援の事業実施を働きかけることで、サービス提供体制の確保に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込み

本章での地域生活支援事業については、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができる社会を実現するため、障害者（児）とその家族の地域生活を支援するための事業及びその必要量を見込みます。

意思疎通支援事業等については、平成26年4月より手話通訳者を設置し充実を図っていますが、今後は、平成27年4月施行の加東市手話言語条例に基づく施策の展開や事業の充実を見込みます。特に必須事業である理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業等の充実を図ります。

1 必須事業

（1）理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

（2）自発的活動支援事業

障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

＜精神障害者ボランティア活動支援事業＞

精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	—	有	有	有	有	有
精神障害者ボランティア活動支援事業	実施か所	—	1	1	1	1	1

※平成25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※精神障害者ボランティア活動支援事業は、平成24年度までは任意事業。

【サービス見込量及び確保策】

理解促進研修・啓発事業については、障害の理解を深める講演会等を開催するとともに、手話への理解を深めるためのミニ講座等の開催を検討します。

自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、ヘルパーや相談員とは違った立場で活動していただくボランティアの存在を貴重な地域資源としてとらえ、その支援を継続します。

（３）相談支援事業〔障害者（児）相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〕

＜障害者（児）相談支援事業＞

3 障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

＜基幹相談支援センター＞

3 障害（身体・知的・精神）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行います。

＜住宅入居等支援事業（居住サポート事業）＞

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
障害者（児）相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込量及び確保策】

今後も相談支援体制の充実を図っていきます。また、圏域で基幹相談支援センターの共同設置について検討します。

(4) 成年後見制度

①成年後見制度利用支援事業

障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守り、支援する制度の利用のための支援を行います。

②成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	利用者数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込量及び確保策】

成年後見制度利用支援事業を必要とする障害者の把握や、関係機関の連携を強化することで成年後見制度利用支援体制の充実を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、対象となる法人に事業の実施を依頼するとともに、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、法人に対する研修会等の開催を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	3	3	4	6	6	6
	延べ件数	63	106	120	100	100	100
手話通訳者派遣事業	利用者数	3	3	3	4	4	4
	延べ件数	63	106	110	80	80	80
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	1	2	2	2
	延べ件数	0	0	10	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	1	1	1	1
設置通訳者通訳件数	延べ件数	-	-	690	600	600	600

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込量及び確保策】

手話通訳者設置により手話通訳件数は増加していますが、派遣事業の件数は設置が対応する場合も多いため減少を見込んでいます。

要約筆記者の派遣事業については、潜在的な利用ニーズは高いと思われますが、利用につながっていないため、制度の周知に努め、利用を促します。

派遣事業に係る手話通訳者及び要約筆記者の数が不足していることから、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座を圏域で開催し、養成確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度障害者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
日常生活用具給付等事業	延べ件数	566	637	713	759	809	859
介護訓練支援用具	延べ件数	1	3	9	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	4	3	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	延べ件数	0	6	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	7	4	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	延べ件数	554	618	694	744	794	844
住宅改修費	延べ件数	0	3	1	1	1	1

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込量及び確保策】

排せつ管理支援用具(ストマ等)の増加が著しいため、今後も増加を見込んでいます。今後も給付見込を踏まえつつ、必要なサービスの提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手話奉仕員養成研修事業	講座数	-	2	2	3	3	3
	修了者数	-	10	15	25	25	25

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※手話通訳者養成講座を含みます。

【サービス見込み量及び確保策】

手話奉仕員養成講座を2講座開催するとともに、手話通訳者養成講座を圏域で共同開催します。

受講生の確保のため、理解促進研修・啓発事業の実施により、手話に対する理解を深めます。

(8) 移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
移動支援事業	利用者数	20	16	20	20	20	20
	延べ時間	899.5	953.5	1,000	1,000	1,000	1,000

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保策】

児童については、祝祭日や長期休暇等の利用希望がありますが、対応できる事業所が市内1事業所のみのため、利用ニーズへの対応が進まない状況となっており、現状維持を見込んでいます。今後、市内及び圏域内の居宅介護事業所に対して、事業への新規参入を促すことで、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

<Ⅰ型>

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

<Ⅱ型>

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

<Ⅲ型>

利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
地域活動支援センター (全 体)	実施か所	6	7	6	6	6	6
	実人数	49	53	51	55	57	57
	I 型	0	0	0	0	0	0
	II 型	0	1	1	1	1	1
	III 型	6	6	5	5	5	5
内 訳	市 内	実施か所	5	5	4	4	4
		実人数	47	45	42	45	45
	I 型	0	0	0	0	0	0
	II 型	0	0	0	0	0	0
	III 型	5	5	4	4	4	4
	市 外	実施か所	1	2	2	2	2
		実人数	2	8	9	10	12
	I 型	0	0	0	0	0	0
	II 型	0	1	1	1	1	1
	III 型	1	1	1	1	1	1

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、市内には4か所の地域活動支援センターが設置されており、Ⅲ型にてサービス提供されているほか、市外のセンターに通所している人が3人います。

今後の利用ニーズ、各地域活動支援センターの定員等を勘案し、平成 29 年度では7か所（うち市内5か所、市外2か所）で実施し、57人（うち市内45人、市外12人）の利用を見込みます。

2 任意事業

(1) 日常生活支援

①福祉ホーム事業

常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難な方に居室を提供する事業所の運営の補助を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
福祉ホーム事業	事業所数	1	1	1	1	1	1

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、1事業所に対し助成しています。引き続き利用が見込まれるため、平成29年度まで1事業所の助成を見込みます。

②訪問入浴サービス事業

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	2	2	2	2
	延べ回数	109	130	144	144	144	144

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、2人の利用がありますが、新規利用者の見込みがないため、平成29年度で2人、144回の利用を見込みます。(福)社会福祉協議会に委託して実施することによりサービス提供体制を確保します。

③日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者

(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
日中預かり	実人数	5	4	5	5	5	5
	延べ回数	119	106	110	110	110	110
障害児タイムケア	実施か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	13	16	15	14	7	7

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※障害児タイムケア事業…身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害児を対象に、放課後及び長期休業中の日中の活動の場を確保する事業

【サービス見込み量及び確保策】

日中預かりの利用については、平成21年度より中高生を対象とした「障害児タイムケア事業」を実施したことから利用状況において増加していません。障害児タイムケア事業については、平成25年度から（福）加東市社会福祉協議会に委託して実施しています。

第4期期間について、障害児タイムケア事業は、特別支援学校高等部卒業による利用者減を見込んでいます。今後とも利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

④生活訓練等

<精神障害者デイケア事業>

回復途上にある精神障害者に対して、家族及び社会生活について望ましい適応性を保てるように配慮し、レクリエーションや創作活動を通して社会性を養い、仲間づくりの場となり、地域での生活をより豊かに過ごすための事業を行います。

<知的障害者本人活動支援事業>

知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動の支援を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	0	1	1	1	1

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保策】

精神障害者デイケア事業は、加東市障害者生活支援センターの事業の1つとして実施しており、平成22年度からは必要とされる人に送迎サービスを行うことで、利用者が参加しやすい環境を整えており、今後も継続実施していきます。

知的障害者本人活動支援事業については、今後も手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育てる事業として支援していきます。

(2) 社会参加促進事業

①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者団体等が開催するスポーツ教室やレクリエーション事業に対する支援を行います。

②自動車運転免許取得・改造費助成

身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部の助成を行います。

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数	2	2	2	2	2	2
	参加人数	187	153	180	180	180	180
自動車運転免許取得 ・改造費助成	件数	1	0	4	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

③奉仕員養成研修

中途失聴者や難聴者のために話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者（要約筆記奉仕員）を養成します。

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
要約筆記者養成研修事業	講座数	3	1	1	1	1	1
	修了者数	16	1	4	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※平成24年度は手話通訳者、手話奉仕員の養成講座を含みます。

【サービス見込み量及び確保策】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、身体障害者福祉協会などに委託し、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や加東市ふれあいパラリンピックの開催を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を促進します。

奉仕員養成講座については、要約筆記者養成講座を圏域で共同開催し、今後は、パソコンによる要約筆記者の養成に努めます。

（3）就業・就労支援

①更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に訓練に必要な消耗品等または通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を行います。

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
更生訓練費給付事業	給付者数	0	0	0	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、受給者はいませんが、就労移行支援の利用者の増を見込んでいることから、平成29年度で4人の給付を見込みます。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては、福祉部社会福祉課が主体となり、関係機関・団体、市民などと連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、学識経験者、障害者団体、障害福祉サービス事業者、地域の福祉関係者、行政職員等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画並びに障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進について定期的に評価・検証を行うとともに、必要に応じて見直し・修正を行います。

2 連携・協力の推進

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、障害者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

3 地域での支援体制の充実

地域づくり、まちづくりにとって重要なことは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、それを支えていくのは、その地域に暮らすすべての住民です。

日頃から家庭や地域において声かけやあいさつ、地域行事や地域での福祉活動などへの住民の参加・参画を促進するとともに、民生委員・児童委員など地域の福祉団体・関係機関との連携のもと、見守りをはじめ、災害時の要援護者に対する支援体制の整備など、地域での助け合い・支え合いに基づく取組みの充実を図ります。

4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

(1) サービス利用援助の充実

障害者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実に図ります。

(2) サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害児支援サービス等）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業所連絡会を活用し、県が実施する養成研修への受講促進などを事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

(3) 利用者負担の軽減策

障害者が安心して福祉サービスを利用できるよう、国の利用者負担軽減対策を踏まえつつ、市独自の低所得のサービス利用者に対する負担額の軽減措置に取り組みます。

(4) 障害者の尊厳の保持と権利擁護の推進

平成18年12月に採択された「国連障害者の権利条約」（以下、「権利条約」という。）は、障害のある人の基本的人権の促進・保護、並びに固有の尊厳の尊重の促進を目的とする国際的原則です。わが国は、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成28年4月1日施行）の成立に伴い、平成23年12月に国会の承認を経て、権利条約を批准しました。

権利条約及び障害者差別解消法の趣旨や意義等について、住民に周知を図り、障害のある人もない人も等しく個人の尊厳が尊重される地域づくりを図ります。

障害者の地域での自立生活を支えるため、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、財産の保全管理や各種申請など、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事

業の推進を図ります。また、障害福祉サービス等全般に関する苦情に円滑に対応していくため、苦情解決の仕組みを整備するとともに、周知に努めます。

一方、平成23年（2011年）6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障害者の虐待防止のための取組みを推進するとともに、市民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図ります。